

船主企第 18 号
平成 23 年 7 月 1 日

会 員 各 位
(税制関係)

日 本 船 主 協 会
(企 画 部)

平成 23 年度税制改正に伴う船舶特別償却制度及び特定資産の 買換特例(圧縮記帳制度)に関する告示の公布について

平成 23 年度税制改正に伴う、題記制度の設備要件等に関する告示につきまして、平成 23 年 6 月 30 日付で改正、同日公布されましたので、別添の通りお知らせ致します。
(以下リンクからもご覧になれます)

【特別償却制度(国土交通省告示第694号)】

<http://kanpou.npb.go.jp/20110630/20110630g00142/20110630g001420310f.html>

【買換特例(農林水産省・国土交通省告示第3号)】

<http://kanpou.npb.go.jp/20110630/20110630g00142/20110630g001420307f.html>

以 上

[本件に関する問合せ先]

当協会 企画部(松本・本多) TEL:03-3264-7174 / E-mail:pln-div@jsanet.or.jp

国土交通省告示第六百九十四号

租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)第五條の十第五項及び第六項並びに第二十八條第五項及び第六項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第十一條第一項の表第二号及び第四十三條第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、公布の日から適用する。

なお、租税特別措置法第十一條第一項の表第二号及び第四十三條第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示(平成二十一年国土交通省告示第三百七十六号)は、廃止する。

平成二十三年六月三十日

国土交通大臣 大島 章宏

(事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶)

一 租税特別措置法(以下「法」という。)第十一條第一項の表第二号及び第四十三條第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める船舶

イ 租税特別措置法施行令(以下「令」という。)第五條の十第四項及び第二十八條第四項に規定する海洋運輸業 別表一に掲げる船舶

ロ 令第五條の十第四項及び第二十八條第四項に規定する沿海運輸業 別表二に掲げる船舶 (環境への負荷の低減に著しく資する船舶)

二 法第十一條第一項の表第二号の下欄及び第四十三條第一項の表第二号の下欄に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 別表三に掲げる船舶

別表一 外航船舶

第一号から第二十五号までに掲げる装置(第二十六号から第三十号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第二十六号から第三十号までに掲げる装置及び第一号から第二十五号までに掲げる装置)の全てを有している船舶(薬品タンク船を除く)

一 主機関又は推進装置(次のいずれかに該当するものに限る。)

イ 窒素酸化物放出削減型主機関(原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む)から発生する一キロワット当たり四十五年法律第百三十六号以下(海防法)という。第十九條の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(平成二十二年政令第三十九号)第一條の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八)を乗じて算出された値以下となるものに限る。)

ロ 電子制御型ディーゼル主機関

ハ 電気推進装置

二 船舶に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置

三 電源自動制御装置

四 推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置

五 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置

六 主機関の燃料油(加熱を要するものに限る)、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置

七 燃料油タンク(次のいずれかに該当するものに限る。)

イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの

ロ オーバーフロー・ラインを有するもの

八 機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置

九 機関室内火災探知装置

十 機関室内ビルジの高位警報装置

別表二 内航船舶

番号

船

船

1 総トン数が三百トン以上二千トン未満の鋼船(薬品タンク船を除く。以下この表において同じ。)で第一号から第四号までに掲げる装置(第五号又は第六号に規定する船舶にあっては、それぞれ第五号又は第六号に掲げる装置及び第一号から第四号までに掲げる装置)の全てを有しているもの

十一 船首及び船尾の係留用ウインチの遠隔制御装置

十二 衛星航法装置

十三 自動操舵装置

十四 発電用機関(次のいずれかに該当するものに限る。)

イ 燃料油(加熱を要するものに限る)の自動温度制御装置付発電機関

ロ A重油専用発電機関

ハ ターボ・ジェネレーター

ニ 風力発電機関

ホ 排気ガス浄化装置付発電機関

十五 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置

十六 主機関の運転状態の自動記録装置

十七 ビルジ処理装置(油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。)

十八 汚水処理装置(微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。)

十九 海事衛星通信装置

二十 自動衝突予防援助装置

二十一 造水機(主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。)

二十二 給湯機(主機関で生じた廢熱を利用するものに限る。)

二十三 推進関係機器(次のいずれかに該当するものに限る。)

イ 推進効率改良型プロペラ(プロペラ・ボス取付翼ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。)

ロ 推進効率改良型舵(整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。)

ハ 推進効率改良型船型(船尾装着フィン又は風圧抵抗軽減型船首に限る。)

ニ エア・シール型船尾管軸封装置

二十四 船首方位制御装置

二十五 熱効率改良装置(排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。)

二十六 ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンボジット・ボイラー

二十七 荷役用のサイド・ポルト、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー(ポットン型のものを除く)を有する船舶にあっては、その動力駆動装置

二十八 コンテナ船(重量物運搬船)制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。又は油タンク船(永久バラスト・タンクを有するものを除く)にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置

二十九 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶(当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く)にあっては、当該弁の遠隔制御装置

三十 ばら積み液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置

一 別表一第一号から第三号まで、第五号から第十号まで及び第十三号に掲げる装置
 二 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）
 イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関
 ロ A重油専用発電機関
 ハ ターボ・ジェネレーター
 三 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）
 イ 推進効率改良型舵（サイドスラスト、整流板付舵、フラップ付舵又はシリンドラ舵に限る。）
 ロ 推進効率改良型船型（船尾装着フィン、パトックフロア船型、エラ船型、空気潤滑システム、船尾バルブ又はバルバスバウキャップに限る。）
 ハ 燃料改質器
 二 船首方位制御装置
 四 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ボットプロペラ、プロペラ前部放射形状取付翼、二軸型ボットプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）
 五 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー
 六 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ボンツーン型ものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置

2
 総トン数が二千トン以上の鋼船で第一号から第三号までに掲げる装置（第四号から第六号までに規定する船舶にあつては、それぞれ第四号から第六号までに掲げる装置及び第一号から第三号までに掲げる装置）の全てを有しているもの
 一 別表一第一号から第十三号までに掲げる装置
 二 一の項第二号から第四号までに掲げる装置
 三 衝突予防援助装置
 四 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー
 五 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ボンツーン型ものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
 六 コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置

別表三
 環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶
 船舶
 船舶
 1
 電気推進船（別表二に掲げる船舶のうち、電気推進装置、推進効率改良型プロペラ（二重反転プロペラ、二軸型ボットプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）及び推進効率改良型船型（パトックフロア船型、エラ船型、空気潤滑システム又は船尾バルブに限る。）を有しているもの）
 2
 電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶（別表二に掲げる船舶のうち、熱効率改良装置（排気ガスエコマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）別表二の項第三号に掲げる装置、同号ロに掲げる装置（船尾装着フィンを除く。）及び同項第四号に掲げる装置（ハイスキュー・プロペラ及びプロペラ前部放射形状取付翼を除く。）を有しているもの）

○国土交通省告示第六百九十五号
 租税特別措置法第三十七條第一項の表第十八号及び第六十五條の七第一項の表第十九号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十一年国土交通省告示第三百七十七号）は、廃止する。
 平成二十三年六月三十日
 国土交通大臣 大島 章宏

○国土交通省告示第六百九十六号
 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四十三條の三に規定する国土交通大臣が定めたものは、次に掲げる不動産とする。
 平成二十三年六月三十日
 国土交通大臣 大島 章宏
 一 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二條第一項第一号に規定する岸壁
 二 前号の岸壁に近接する岸壁であつて自動車の積込み及び取卸し並びに旅客の乗船及び下船のために自動車航送船（主として輸出入に係る貨物の輸送に供されるものに限る。以下この号から第四号までにおいて同じ。）を係留するためのもの
 三 前二号の岸壁に係留される船舶に係る輸出入に係る貨物の荷さばきを行うため又は前号の岸壁に係留される自動車航送船に係る積込み若しくは取卸しをする自動車待機させ若しくは整理するための固定的な施設
 四 第二号の岸壁に係留される自動車航送船に係る固定的な旅客施設
 五 前各号の施設の機能を確保するための護岸及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二條第五項第四号に掲げる臨港交通施設
 六 前各号の施設の敷地の用に供する不動産
 附則
 この告示は、公布の日から施行する。
 ○国土交通省告示第六百九十七号
 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九條の十一の二第一項の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を次のように改正する。
 平成二十三年六月三十日
 国土交通大臣 大島 章宏
 「第十九條の十一の二第四項」を「第十九條の十一の二第一項」に、「耐震改修を行った家屋が同項の計画の区域内にあること、当該家屋において同項の耐震改修が行われた」を「居住の用に供する家屋が同項の規定する住宅耐震改修をした家屋である」に、「計画を作成した地方公共団体の長にあつては、別表第一の書式により、「家屋の所在地の地方公共団体の長」に、「別表二」を「別表一」に改める。
 別表を次のように改める。

住宅耐震改修証明申請書
 申請者 住所 電話番号
 甲 氏名 氏名
 家庭の所在地
 上記家庭に係る住宅耐震改修が完了した日
 平成 年 月 日

(1) 住宅耐震改修をした家屋であること	
(2) 当該住宅耐震改修に要した費用の額	円
(イ) 補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 補助金等の額	円
(イ) から (ロ) を差し引いた金額	円
(3) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	円
(4) 又は(3)の金額のうちいずれか少ない金額	円

○農林水産省告示第千二百三十六号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年総務省令第九十六号)の施行に伴い、平成三十一年十月二十九日農林水産省告示第千四百五十七号(地方税法施行規則第六條第五十一項に規定する農林水産大臣の行う証明に関する手続を定めた件)の一部を次のように改正し、平成三十一年六月三十日から施行する。

農林水産大臣 鹿野 道彦

第一条中「附則第十五條第二十五項」を「附則第十五條第十八項」に、「附則第六條第五十一項」を「附則第六條第三十九項」に改める。

第二条中「附則第六條第五十一項」を「附則第六條第三十九項」に改める。

別記様式中「至聖湖の湖域」を「至聖湖の湖域」に改める。

○農林水産省告示第千二百三十七号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第六條の二第二項及び第二十八條の八第一項の規定に基づき、平成三十一年六月三十日農林水産省告示第八百六十号(租税特別措置法第一條の七第一項及び第四十四條の七第一項の規定の適用を受ける機械及び装置を指定する件)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、改正前の告示の別表に掲げる機械及び装置で同日前に取得し、又は製作したものについては、なお従前の例による。

農林水産大臣 鹿野 道彦

別表の1の項第一号中「ひきうす式(冷却機能)を有するものに限る。」を「又は」に改め、「又は媒体式」を削る。

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十五條第十四項各号及び第三十九條の七第九項各号の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十七條第一項の表第十号及び第六十五條の七第一項の表第十号の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、公布の日から適用する。

平成二十三年六月三十日

農林水産大臣 鹿野 道彦
国土交通大臣 大島 章宏

次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める船舶

一 海洋運輸業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。) 別表一に掲げる船舶

二 沿海運輸業(本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。) 別表二に掲げる船舶

三 漁業(水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。) 別表三に掲げる船舶

別表一 外航船舶

第一号から第十九号までに掲げる装置(第二十号から第二十四号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第二十号から第二十四号までに掲げる装置及び第一号から第十九号までに掲げる装置)の全てを有している船舶

一 主機関又は推進装置(次のいずれかに該当するものに限る。)

イ 窒素酸化物放出削減型主機関(原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合)又は当該装置を含む)から発生するキロワット時当たり四十五グラム以下の窒素酸化物の放出量の値が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)以下「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和四十五年法律第三十六号)第三十九條の三に規定する窒素酸化物の放出量の値に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第三十九條の三に規定する窒素酸化物の放出量の値の百分の七十八(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第三十九條の三に規定する窒素酸化物の放出量の値の百分の七十八)を乗じて算出された値以下となるものに限る。)

ロ 電子制御型ディーゼル主機関

ハ 電気推進装置

二 船舶に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置

三 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置

四 主機関の燃料油(加熱を要するものに限る。)、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置

五 燃料油タンク(次のいずれかに該当するものに限る。)

イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの

ロ オーバーフロー・ラインを有するもの

六 機関室内ビルジの高位警報装置

七 衛星航法装置

八 自動操舵装置

九 発電用機関(次のいずれかに該当するものに限る。)

イ 燃料油(加熱を要するものに限る。の)自動温度制御装置付発電機関

ロ A重油専用発電機関

ハ ターボ・ジェネレーター

ニ 風力発電機関

ホ 排気ガス浄化装置付発電機関

十 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置

十一 主機関の運転状態の自動記録装置

十二 ビルジ処理装置(油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。又は廃油焚ボイラー)

十三 汚水処理装置(微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。)

十四 海事衛星通信装置

十五 自動衝突予防援助装置

十六 給湯機(主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。)

十七 推進機(主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。)

十八 推進機係機器(次のいずれかに該当するものに限る。)

イ 推進機改良型プロペラ(プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。)

ロ 推進機改良型舵(整流板付舵、フラップ付舵又はシングラ舵に限る。)

ハ 推進効率改良型船型(船尾装着フィン又は風圧抵抗軽減型船首に限る。)

ニ エア・シールド型船尾管軸封装置

十九 船首方位制御装置

二十 ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンビボイラー

二十一 荷役用のサイド・ポルト、ランブ・ウエイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー(ボルト型のものを除く)を有する船舶にあっては、その動力駆動装置

二十二 コンテナ船(重量物運搬船)制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。又は油タンク船(永久バラスト・タンクを有するものを除く)にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置

二十三 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶(当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く)にあっては、当該弁の遠隔制御装置

二十四 ばら積み液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置

別表一 内航船舶

1	番号	船	船
<p>総トン数が二十トン未満の船舶で第一号から第三号までに掲げる装置(第四号又は第五号に規定する船舶にあつては、それぞれ第四号又は第五号に掲げる装置及び第一号から第三号までに掲げる装置)の全てを有しているもの</p> <p>一 別表一第二号から第六号まで及び第八号に掲げる装置</p> <p>二 発電用機関(次のいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ 燃料油(加熱を要するものに限る。)の自動温度制御装置付発電機関</p> <p>ロ A重油専用発電機関</p> <p>ハ ターボ・ジェネレーター</p> <p>三 推進関係機器(次のいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ 推進効率改良型プロペラ(プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ボツドプロペラ又はプロペラ前部放射状型取付翼に限る。)</p> <p>ロ 推進効率改良型舵(サイドスラスト、整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。)</p> <p>ハ 推進効率改良型船型(船尾装着フィン、パトックフロア船型、エラ船型、空気潤滑システム、船尾バルブ又はバルバスバウキャップに限る。)</p> <p>ニ 燃料改質器</p> <p>ホ 船首方位制御装置</p> <p>四 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー</p> <p>五 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー(ボンツーン型ものを除く。)を有する船舶にあつては、その動力駆動装置</p> <p>六 コンテナ船又は重量物運搬船(制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。)にあつては、パラスト・タンクの遠隔制御装置</p>			

別表二 漁船

1	番号	船	船
<p>総トン数が二十トン未満の船舶で第一号から第四号までに掲げる装置(第五号に規定する船舶にあつては、第一号から第五号までに掲げる装置)の全てを有しているもの</p> <p>一 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置</p> <p>二 主機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置</p> <p>三 燃料油タンク(次のいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ 計測装置付燃料油常用タンクを有するもの</p> <p>ロ オーバーフロー・ラインを有するもの</p> <p>四 機関室内ビルジ処理装置又はシールスタン式軸封装置</p> <p>五 発電用機関を有する船舶にあつては、潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置付発電機関又は軽油若しくはA重油専用発電機関</p>			

2

2	番号	船	船
<p>総トン数が二十トン以上の船舶で第一号から第三号までに掲げる装置(第四号に規定する船舶にあつては、第一号から第四号までに掲げる装置)の全てを有しているもの</p> <p>一 1の項第一号から第四号までに掲げる装置</p> <p>二 自動操舵装置</p> <p>三 推進関係機器(次のいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ 推進効率改良型プロペラ(ハイスキュー・プロペラ又は可変ピッチ・プロペラに限る。)</p> <p>ロ 推進効率改良型舵(サイドスラスト、整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。)</p> <p>ハ 推進効率改良型船型(パトックフロア船型又はバルバスバウに限る。)</p> <p>四 発電用機関を有する船舶にあつては、潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置付発電機関又はA重油専用発電機関</p>			

○国土交通省告示第六百九十一号
 地方税法施行令附則第十六条の二の八第五項第二号に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める件(昭和六十三年国土庁告示第二号)は、平成二十三年六月三十日をもって廃止する。
 平成二十三年六月三十日 国土交通大臣 大島 章宏

附則
 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)附則第八條第二項の規定によりなお従前の例によることとされた事業所税に係る地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百二号)による改正前の地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十六条の二の八第五項第二号に規定する国土交通大臣の証明に関する手続については、なお従前の例による。
 ○国土交通省告示第六百九十二号
 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第八條第一項各号及び第二十九條の六第一項各号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
 平成二十三年六月三十日 国土交通大臣 大島 章宏

前文中「区域」を「区域又は地区」に改める。
 第一項中「別表二に掲げる鉄道貨物駅から五キロメートルを超え、かつ、十キロメートル以内の区域にあるものを除く。」を削る。
 第二項を次のように改める。
 2 令第八條第一項第二号及び第二十九條の六第一項第二号に掲げる地区は、別表二に掲げる開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二條第四項に規定する臨港地区とする。

別表一第一号中「同郡上川町字菊水」を「同道紋別郡遠軽町丸瀬布南丸」に改め、同表第十号中「同郡同町澤乙」を「黒川郡富谷町穀田字瀬戸ノ沢」に改め、同表第十三号中「東松島市川下」を「宮城県宮城郡松島町根畑字音無」に、「中田町浅水字新十三号」を「東和町米谷字越路」に改め、同表第二十八号中「埼玉原比企郡川島町大字中山字姪田」を「北本市石戸宿」に、「樫内」を「柳橋字谷津」に改め、同表第四十四号中「枚方市長尾台」を「門真市大字三ツ島」に改め、同表第七十四号中「字我那覇佐真下原」を「字田頭田原」に改め、同号を同表第七十二号とし、同表中第六十六号を第七十一号とし、第六十号から第六十五号までを五号ずつ繰り下げ、同表第六十七号中「字我那覇佐真」に「干足町」を「中里町」に改め、同号を同表第六十四号とし、同表中第五十八号を第六十三号とし、第五十七号を第六十二号とし、第五十六号を第六十号とし、同号の次に次の一号を加える。
 六十一 小郡萩道路(一般国道四百九十号のうち美称市美東町小野字田ノ口から同市同町綾木字火尻までの区間の道路をいう。)